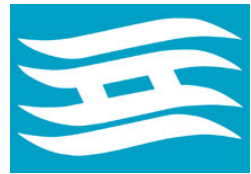


兵庫県公報

令和2年5月11日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1

公布された法令のあらまし

●職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当について、当該作業の危険性を踏まえ、その特例を定めることとした。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月11日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第22号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「及び同条第8項」を「、これらに相当するものとして知事が指定する同条第8項に規定する指定感染症若しくは同条第9項」に、「並びに」を「又は」に、「この条」を「この項」に、「感染症患者」を「感染症の患者」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫作業手当の特例）

14 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。）の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として知事が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって知事が指定するものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第12条の規定は、適用しない。

15 前項に規定する作業に従事した場合における感染症防疫作業手当の額は、当該作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として知事が指定する作業に従事した場合においては、4,000円）とする。

16 同じ日に附則第14項に規定する作業に併せて第13条第1項に規定する作業に従事した場合における同項の適用については、同項中「又は第20条の3第1項」とあるのは、「、第20条の3第1項又は附則第14項」とする。

（警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第12項第1号中「附則第10項において準用する場合を含む。」の右に「若しくは前項」を加え、「前項」

を「附則第11項」に改め、同項第2号中「前項」を「第11項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項の次に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症にかかっている者等に対して行う作業に従事した職員に支給する手当の特例)

12 職員のうち公安委員会規則で指定する者が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）にかかっている者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に対して行う第2条第1項第1号、第1号の2、第11号又は第15号に掲げる作業に従事した場合における同項の規定の適用については、同項中「に掲げる額を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額」とあるのは「に定める額」と、同項第1号中「840円」とあるのは「3,000円（新型コロナウイルス感染症対処作業（新型コロナウイルス感染症（附則第12項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この号において同じ。）にかかっている者若しくは新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業をいう。以下この項において同じ。）その他新型コロナウイルス感染症対処作業に準ずる作業として公安委員会規則で定める作業に従事した場合においては、4,000円）」と、同項第1号の2中「1,640円」とあり、及び同項第11号中「250円」とあるのは「3,000円（新型コロナウイルス感染症対処作業その他新型コロナウイルス感染症対処作業に準ずる作業として公安委員会規則で定める作業に従事した場合においては、4,000円）」と、同項第15号中「3,200円」とあるのは「3,000円以上3,200円以下の範囲内において公安委員会規則で定める額（新型コロナウイルス感染症対処作業その他新型コロナウイルス感染症対処作業に準ずる作業として公安委員会規則で定める作業に従事した場合においては、4,000円）」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正後の職員条例」という。）及び第2条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（同項において「改正後の警察職員条例」という。）の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 3 改正後の職員条例又は改正後の警察職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例又は第2条の規定による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、改正後の職員条例又は改正後の警察職員条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。